

核兵器禁止条約の締約国会議への参加を求める意見書

核兵器禁止条約の批准が50カ国・地域に達し、2021年1月22日の発効が決まった。核兵器を違法とする初めての国際法規定であり、大きな意義がある。

核兵器禁止条約の前文では、被爆者の受け入れがたい苦痛と危害に留意すると明記し、核兵器が起こした悲劇について、世界が再認識するよう訴えている。

我が国は、唯一の戦争被爆国として、国際社会の合意形成のかなめとなり、核軍縮を進め、核廃絶に導く重要な役割があると考えます。

そのため、核兵器保有国も参加している核拡散防止条約（NPT）再検討会議で、日本が合意形成をリードする必要がある。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、国内の核兵器の廃絶を望む多くの声に応え、条約発効後の締約国会合に、唯一の戦争被爆国である日本が積極的な貢献を果たすよう、下記の事項について、要望する。

記

1. 核保有国と非保有国の真の橋渡し役を担い、両者の溝を埋めていくための働きかけを積極的に行うこと。
2. 日本政府も核兵器禁止条約国会合へ、オブザーバーとして参加すること。
3. 核兵器禁止条約国会合の開催を、広島及び長崎など日本国内へ誘致すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年12月17日

大阪府茨木市議会